

(修正告示案)

## 有機物熱分解処理制式機構の保障施策について

地球環境保全の国家的実現施策として、SDGs への取り組みが叫ばれるなか、限りある資源を循環させるためのごみの再利用、そして、なにより、地球温暖化、空気環境を汚染する焼却型制式機構から、非焼却型制式機構への転換等、ごみ処理産業分野においても、その取り組みを実現させる制式機構の研究開発が進んでいることは周知の事実です。

当法人は、焼却機構でない、熱分解機構によるごみ処理装置を、環境省告示基準に準拠して製造事業者により開発商品化された装置を、「非焼却型制式機構」として監修し、「有機物低温熱分解処理装置/RETEC」ブランドにて広報普及を信託しており、「焼却制式機構」の要件が適用（設置届出不要）されない「非焼却型制式機構」によるごみ処理装置として販売を支援しております。

しかしながら、産業廃棄物処理法（以下産廃法）が直接適用されない制式機構であるとしても、現実問題として、我が国に広く普及浸透しているとはいいがたく、継続的な供給販売性のある商品として普及していない現状において、所管行政機関（環境省、都道府県知事）においても、当法人が推奨する非焼却制式機構による製品の産廃法の準用適用のための行政指導手続、或いは、当該制式機構に関する法整備を立案することがないこと法治国家の当然の帰結であります。

そこで、当法人は、技術専門職者の知見を結集し、当法人が信託を受ける熱分解処理制式機構が、環境省告示に準拠していることを前提に「熱分解処理制式機構認証制度」を発動し、ご購入を希望する皆様の支援を行っております。

本認証制度により、都道府県対象条例による「設置届の不要性」を一義的に保障するとともに、設置後の所管庁からの事後照会に対して、当法人が、認証制式付与機関として責任をもって対処いたしますので、ともに、地球環境保全に資する新たなごみ処理制式機構の普及振興にご支援、ご協力をいただけますようご理解をお願いいたします。

以上

非焼却制式機構認証標章



◆お問い合わせ/ご相談は下記まで

一般社団法人 FECOM Majestic-12 Group/MJ-6©

国際環境保全技術等普及振興機構



International Environmental Protect Technology Promote Association

熱分解処理制式機構認証事務局/03-3473-1320